

## 安城ロータリークラブ



# 週報

【 No.578 2013/2 第2例会 】

例会日：毎週金曜日

例会場：碧海信用金庫本店 3F

安城市御幸本町 15-1

TEL: 0566-75-8866

FAX: 0566-74-5678

Email: [anjo-rc19580206@katch.ne.jp](mailto:anjo-rc19580206@katch.ne.jp)

HP: <http://www.anjo-rc.org>

## 第 2719 回例会「創立55周年記念例会」

2013年2月9日(土) 11:00~13:30

司会者：内藤教恵君

ソング：「君が代」「奉仕の理想」

卓上花：フラワーアレンジメント

ゲスト：刈谷児童相談センターセンター長：小野隆俊様、安城厚生  
病院看護部長兼院長補佐：神谷正湖様、八千代病院看護部  
長：永坂和子様

講師：岩城正光様、功労会員：古居信平様、

ビジター：加藤良邦・G補佐(碧南RC)

荻須文一(岡崎RC会長)

岡崎重太郎(三河安城RC会長)

2012-2013 年度 RI テーマ

**Peace Through Service 「奉仕を通じて 平和を」**

クラブテーマ

**親睦から奉仕へ。そして奉仕を通じて平和を。**

■会長：大見 宏

■幹事：石川 義典

■クラブ会報：成田孝則・松本隆利・青山竜也

■創立日：S33年1月10日

■RI加盟認証日：S33年2月6日



## ■会長挨拶

大見宏 会長

安城ロータリークラブ創立55周年記念例会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、この記念例会に、国際ロータリー第2760地区西三河分区分ガバナー補佐加藤良邦様、岡崎ロータリークラブ会長荻須文一様をはじめ、多数のご来賓の皆様のご臨席を賜りましたことに、まずもって深く感謝申し上げます。さて、安城ロータリークラブは、昭和33年2月6日、岡崎ロータリークラブのご支援のもと26名の会員にて誕生いたしました。そして、以後半世紀以上の長い歴史を経て、本日この55周年という記念すべき日を迎えることができましたのは、物故会員、功労会員その他多くの諸先輩方が守り、そして受け継がれた、ロータリーに対する熱い思いがあったからこそであると考えると。

ここに改めて、ロータリークラブの深さ、すばらしさを教えてくださった先輩方に感謝を申し上げ、敬意を表したいと思えます。そして、私たちは、この55年の歴史の集大成として、本年度、第2760地区の地区大会ホストという大役を引き受け、沓名俊裕実行委員長の下、会員が一丸となってこの大役を務めきり、大会を成功に導くことができました。

この経験は、我がクラブにとっては大きな自信となり、さらに強い団結力を生むこととなりました。

そして、今年度のもう一つの大きな事業は、この創立55周年記念事業であります。この記念事業は、竹内通裕実行委員長の下、各奉仕委員会が構想を練り、ここに実現することができました。後に、それぞれの奉仕事業を披露させていただきます。

この中で、新世代委員会の記念事業として、子育てに悩む親に対する援助制度を創設しています。

この制度は、これまで、国や自治体において、ほとんど手がさしのべられなかった分野の援助制度です。虐待を、したくてする親はどこにもいません。

不幸にも不適切な養育をしてしまった親が、再び子どもとの平穏な生活を取り戻したいという意欲を持ちながら、経済的な理由で十分なカウンセリングや治療が受けられない場合、私たちがこれを援助しようという制度です。

どこの自治体も、どこのロータリークラブも取り組んだことのない、未知の分野の援助制度ですが、この制度により、一人でも親が立ち直り、一つでも平和な家庭が再構築されることを期待したいと思います。

東日本大震災からの復興も、まだ長い道のりが必要です。不安定な世の中で、虐め、体罰、虐待で悲鳴を上げる新世代を私たちが守っていかねばなりません。

本年度RI会長のテーマは、「奉仕を通じて平和を」であります。

私たちは、今後もこのテーマを実践すべく、次の創立60周年に向け各会員が高い職業倫理の下、職業奉仕を基本に据え、社会奉仕、国際奉仕そして新世代奉仕という奉仕活動により、平和を目指して努力を続けます。このことをお誓い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。



## 《記念例会》

- ・司会 …内藤教恵君
- ・点鐘 …大見 宏会長
- ・開会の言葉 …磯貝廣治副会長
- ・君が代・「奉仕の理想」斉唱 …ソングリーダー青山竜也君
- ・来賓紹介 …石川義典幹事
  - RI第 2760 地区西三河分区ガバナー補佐 …加藤良邦君(碧南RC)
  - スポンサークラブ岡崎RC会長 …荻須文一君(岡崎RC)
  - 三河安城RC会長 …岡崎重太郎君(三河安城RC)
  - 刈谷児童相談センターセンター長 …小野隆俊様
- ・物故会員に黙禱
- ・会長挨拶 …大見 宏会長
- ・幹事報告 …石川義典幹事
- ・委員会報告 …富岡里美君
- ・創立 55 周年記念事業披露 …磯貝廣治副会長
- ・表彰状・感謝状 …大見 宏会長



### 1. 職業奉仕貢献者への表彰状並びに金一封贈呈

- ・愛知県厚生農業協同組合連合会安城厚生病院看護部長兼院長補佐 …神谷正湖様
- ・社会医療法人財団親和会八千代病院看護部長 …永坂和子様

### 2. スポンサークラブへの感謝状並びに記念品贈呈

- ・岡崎ロータリークラブ …荻須文一会長

### 《来賓祝辞》

- ・RI第 2760 地区西三河分区ガバナー補佐 …加藤良邦様
- ・スポンサークラブ岡崎ロータリークラブ …荻須文一様
- ・祝電披露 …石川義典幹事
- ・閉会のことば …磯貝廣治副会長
- ・点鐘 …大見 宏会長



## 《記念講演会》

- ・司会 …内藤教恵君
- ・講師紹介 …磯貝廣治副会長
- 《講演》 …NPO法人CAPNA監事・弁護士 岩城正光様
- テーマ:「子供虐待における、親支援の必要性について」
- ・お礼のことば …磯貝廣治副会長

～記念撮影～

## 《記念祝賀会》

- ・司会 …兼松信吾君
- ・はじめのことば …新田高広君
- ・会長あいさつ …大見 宏会長
- ・乾杯 …岡崎重太郎三河安城ロータリークラブ会長

～祝宴～

- ・ロータリーソング「手にてつないで」斉唱 …ソングリーダー 青山竜也君
- ・おわりのことば …寺田孝司君



## 《創立 55 周年記念講演》

講師:岩城正光様

テーマ:「子供虐待における、親支援の必要性について」

講師、岩城正光様プロフィール

CAPNAなどの子どもの虐待防止の市民活動とともに、家族問題やDV少年事件を専門とする弁護士活動を展開。

家庭支援のあり方、子どもの自律支援など、家族再調整へ向けた司法福祉をライフワークにしている。

### 「肩書」

- ・弁護士(愛知県弁護士会所属)
- ・特定非営利活動法人「日本子どもの虐待防止民間ネットワーク」理事長
- ・認定NPO法人「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」監事
- ・DV弁護士ネットワーク・あいち 代表
- ・日本子ども虐待防止学会(理事、平成 14 年～)

### 「略歴」

- 昭和 29 年 10 月 名古屋市生まれ
- 昭和 53 年 3 月 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和 57 年 3 月 大学大学院博士課程(商事法・前期)終了
- 昭和 63 年 4 月 名古屋弁護士会(現在の愛知弁護士会)に登録
- 平成 7 年 4 月 「あかつき法律事務所」開設
- 平成 7 年 10 月 「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」(CAPNA)設立のために活動し、事務局長に就任
- 平成 12 年 3 月 CAPNAの特定非営利活動法人認証に伴い、副理事長・事務局長を兼務
- 平成 12 年 9 月 「DV弁護士ネットワーク・あいち」を設立し、代表に就任
- 平成 14 年 6 月 CAPNA理事長に就任
- 平成 16 年 4 月 「日本子どもの虐待防止民間ネットワーク」を設立し、代表に就任
- 平成 19 年 6 月 CAPNA理事長を退任し、CAPNA監事に就任
- 平成 19 年 12 月 「子どもの虐待防止民間ネットワーク」の特定非営利活動法人承認に伴い、理事長に就任

### 「著作」

- ◇子どもの虐待防止・法的実践マニュアル(編集委員・赤石書店)
- ◇児童虐待ものがたり(共著・弁護実務研究会・大蔵省印刷局)
- ◇特集・家族病理と法律家の役割「子どもを虐待死させた母の刑事弁護を通じて」(自由と正義・平成 8 年 8 月号所収)
- ◇児童虐待～その援助と法制度～(共著(株)エディケーション)
- ◇講演録「家族病理と子供たち」(平成 9 年 12 月・岐阜県関保険所)
- ◇「虐待を受けている子への法的援助」(日本評論社・季刊精神科診断学 12 巻 4 号・平成 13 年 12 月)
- ◇ケーススタディ虐待事件「厳罰主義ではなにも解決しないことを立証する」(季刊 刑事弁護 30 号・平成 14 年 4 月)
- ◇チャイルドヘルス 2003 年 8 月号「子どもの虐待防止ネットワーク」((株)診断と治療社)
- ◇「児童虐待に対する刑事司法の現状とあるべき姿についての考察」(キャプナ弁護士団有志、日本子どもの虐待防止研究会学術雑誌「子どもの虐待とネグレクト」第 6 巻第 2 号、2004 年 8 月 15 日)
- ◇「改正児童虐待防止法のポイント解説」(日本子ども虐待防止学会ニューズレターNo.17・平成 16 年 10 月)
- ◇「児童虐待事件における司法関与～職権主義と当事者主義の狭間」((株)日本評論社・法律時報 05 年 3 月)
- ◇「改正児童福祉法のポイント解説」(日本子ども虐待防止学会ニューズレターNo.18・平成 17 年 3 月)
- ◇虐待 ～気づくべきこと、できること～ (共著農文協、平成 17 年 8 月)
- ◇家庭内紛争を巡る法律問題(第一法規 日弁連研修叢書「平成 16 年版現代法律実務の諸問題」所収)
- ◇死亡事例を検証する①「刑事弁護から治療への連携」(子どもの虐待防止学会学術雑誌「子どもの虐待とネグレクト」第 7 巻第 2 号、2005 年 8 月 30 日)



- ◇「個人情報保護法と児童虐待」(日本子ども虐待防止学会ニューズレター№.20・平成 18 年 6 月)
- ◇「周産期における虐待の早期発見・通告義務」(東京医学社・周産期医学 36 巻 8 号「特集 周産期医療と児童虐待予防」)
- ◇座談会「子どもの虐待問題 ～何をすべきか～」(現代医学 54 巻 3 号所収・平成 19 年 3 月)
- ◇「子どもの虐待問題」(解放出版社「人権キーワード 2007」所収・平成 19 年 5 月)
- ◇「論壇 児童虐待防止法改正」(週刊福祉新聞・平成 19 年 6 月 25 日)
- ◇「児童虐待防止法の改正と今後の課題について」(アディクションと家族第 24 巻 4 号「特集 改正時虐待防止法の施行に向けて」所収・平成 20 年 2 月)
- ◇「児童虐待防止法の改正」(解放出版社「人権キーワード 2008 年」所収・平成 20 年 5 月)
- ◇「ルポ児童虐待」(朝日新聞大阪本社編集局・2008 年 7 月)
- ◇「光市母子殺害事件の差し戻し控訴審判決について」(まなぶ平成 20 年 7 月号所収・労働大学出版センター)
- ◇「児童虐待防止法の変遷と基礎知識」(実践精神科・看護テキスト第 15 巻 児童思春期精神看護所収・平成 20 年 6 月)
- ◇「児童養護施設内の虐待」(解放出版社「人権キーワード 2009 年」所収・平成 21 年 5 月)
- ◇「子どもの虐待をめぐる法的システム」(小児看護第 32 号 5 号「特集 被虐待児へのケアと援助」所収・平成 21 年 5 月)
- ◇「法定化後の児童虐待対策の現状と課題」(公衆衛生第 74 巻 10 号「特集 母子保健をめぐる今日の課題」所収・平成 22 年 10 月)
- ◇「児童虐待防止法をめぐる動き」(解放出版社「特集 子どもたちを守るために」所収・平成 23 年 9 月)
- ◇「児童虐待防止の視点から民法改正」(解放出版社「人権キーワード 2012」所収・平成 24 年 5 月)

#### 「寄稿」

- ◇「論壇 児童虐待防止法改正」(週刊福祉新聞、平成 19 年 6 月 25 日掲載)
- ◇「ルポ 児童虐待」(朝日新聞大阪版、平成 20 年 7 月)
- ◇「私の視点 子ども虐待防止 安全確保最優先の対策を」(朝日新聞、平成 22 年 8 月 12 日掲載)

#### 「社会活動」(学会・その他)

- ・日本子ども虐待防止学会
- ・日本司法精神医学会
- ・日本司法福祉学会
- ・日本生命倫理学会
- ・厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」
- ・専門委員(平成 16 年 9 月～平成 23 年 6 月)
- ・愛知県社会福祉審議会委員(平成 14 年 5 月～平成 23 年 6 月)
- ・愛知県社会福祉審議会・里親審査部会長(平成 14 年～現在)
- ・愛知県青少年保護育成審議会委員(平成 19 年 6 月～平成 23 年 5 月)
- ・高知県立中央児童相談所嘱託弁護士(家庭支援相談専門事業 平成 19 年 4 月～現在)
- ・創価大学法科大学院・非常勤講師(講座「法と家族」、平成 16 年 4 月～現在)
- ・高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書(平成 20 年 6 月 30 日、検証委員)
- ・名古屋市児童虐待事例検証報告書(平成 24 年 5 月 7 日、検証委員会副委員長)

## テーマ:「子供虐待における、親支援の必要性について」

### 1 はじめに

栄えある安城ロータリークラブの創立55周年記念講演にお呼びいただきありがとうございます。

### 2 子どもの虐待問題について

私は、平成6年ころより児童虐待問題に関心をもって名古屋市内に拠点を置いた認定NPO法人「CAPNA」の設立にかかりました。丁度平成6年7月に半田地域での性的虐待ケースについて、知多児童相談所長の代理人として親権喪失の申立を行ったことがきっかけでした。その後、厚生労働省社会保障審議会児童部会の専門委員を約7年間経験し、現在もCAPNAやキャプナ弁護団を通じて、児童虐待問題に取り組んでおります。来年9月には、国際子ども虐待防止学会(ISPCAN)と一緒に子ども虐待防止世界会議・名古屋2014を名古屋に招致することができました。どうか来年には安城ロータリークラブ様にもお力をお貸しいただけますようお願いいたします。

さて、私は、平成24年11月5日(月曜日)から同月11日(日曜日)まで、アメリカ合衆国ロスアンゼルス市及びトランス市に出張視察を行いました。

名古屋市職員(教育委員会・健康福祉局・子ども青少年局・市長室)に同行させて戴き、ロスアンゼルス市におけるいじめ対策・子ども虐待対策・自殺予防対策の視察という機会を与えられました。

#### (1) アメリカ合衆国における子どもの虐待対応について

アメリカ合衆国は世界中で一番早く子ども虐待問題に取り組んだ歴史を持っています。そこで、アメリカ合衆国における子ども虐待対応の歴史をひもといてみたいとおもいます。

##### ① メアリー・エレン事件(1874年・明治7年)

アメリカ合衆国で「子ども虐待防止」の動きがみられるようになったのは、19世紀半ばからです。特に「子ども虐待」が社会的関心を集めたのは、1874年(明治7年)にニューヨーク市で起こったメアリー・エレン事件に遡ります。当時8歳のメアリーが養父母から見放され殴られてばかりで、飢え死にしそうになっていた姿を発見した市民はメアリーに同情し、メアリー救済の運動が展開されたのです。当時、虐待を受けている子どもを法的に保護する法制度はありませんでした。そこで、「動物虐待防止協会」(ASPCA, American Society for the Prevention of Cruelty to Animals) 創立者であるヘンリー・バーグ(Henry Bergh)と市民たちは、法律的に動物虐待は禁じられていることを援用して、「少なくとも人間は動物の一種であるから、子ども虐待もいけないのだ」と主張してメアリーを守るために行動したのです。このメアリー・エレン事件をきっかけにして、「児童虐待防止協会」の設立につながっていくのです。さらにこのメアリー・エレン事件がイギリス王国に伝わり児童法の制定につながっていくことは特筆すべきことです。

##### ② 「児童虐待防止協会」の設立(1875年・明治8年)

ニューヨーク市に、アメリカで最初に発足した子ども虐待の団体です。その後、アメリカ合衆国全土に同様の協会が発足しました。後に「動物虐待防止協会」と合併して「米国人道協会」(AHS, American Human Association)となります。

##### ③ 「子どもを残酷行為から守るフィラ・デルフィア協会」(1887年・明治10年)の設立

ペンシルベニア州に発足した団体です。20世紀を迎え、アメリカ合衆国では児童福祉に対する関心が急速に進展していきます。

##### ④ 「全米嬰兒殺害防止協会」および連邦児童局の設立(1909年・明治42年)

⑤ アメリカ版「児童憲章」の採択(1930年・昭和5年)

「全ての児童は、愛と安全が保障された場所に居住する権利を有し・虐待・遺棄・搾取、あるいは他のあらゆる非人道的被害を被った児童には、昼夜を問わずその身を保護する社会福祉機関の設立を約束する」という画期的なものでした。

⑥ レントゲン小児科医による「子ども虐待」の発表(1955年・昭和30年)

ウィーリーとエバンスは、レントゲン所見の結果から、子どもたちの外傷や事故の多くは、養育者から故意に与えられ、それは「親の無関心と未熟さ・無責任さ」によるものであることを、初めて明言しました。当時は、主に放射線技師たちによって虐待が発見され、メディアによって広く子ども虐待の存在が一般に知れ渡りました。実親による身体的虐待の存在に社会は驚愕するとともに、「子ども虐待」への関心も増大しました。しかし、この時期は未だに子ども虐待は例外的なものであるとしか社会は考えていませんでした。

⑦ ケンプによる児童虐待症候群の発表(1962年・昭和37年)

コロラド大学医学部の小児科医であったヘンリー・ケンプは全米の小児科学会のシンポジウムにおいて「子どもの虐待」に見られる様々な臨床所見をまとめて「被虐待症候群、Battered Child Syndrome」を提唱しました。ケンプは、病院に入院した多くの子どもの怪我が偶発的な事故ではないことに気づき、真実を究明しようとしたのです。ウィーリーらの発表後10年間は「子ども虐待」については「あるにはあるが普通の親がそんなことをするはずがない」としか信じていなかったのです。しかし、ケンプの発表は、症候群の臨床的特徴・精神医学的見地・虐待児への対処など具体的でした。特に虐待の疑いのあるケースは、早期に通報するという法律の制定や専門的な保護サービスの必要性を強調しました。また、自分の子どもを虐待する親は、精神的な病を患っているなど個人的な精神病理原因論を展開させています。

このケンプの発表を受けて、1963年(昭和38年)から67年(昭和42年)の短期間にアメリカ合衆国の全州が「児童虐待の通報法」を採用し、虐待通報を義務付けたのです。通報義務を怠ると罰則(ペナルティ)が課せられるのです。

⑧ 「児童虐待防止対策法」(Child Abuse Prevention and Treatment Act)の制定(1974年・昭和49年)

この法律により、子ども虐待について全米(国立)対策センター-NCCAN(National Center of Child Abuse and Neglect)が連邦機関内に設置されました。この法律と情報センターの設立は、子ども虐待に関する調査と虐待防止のための予算獲得に貢献しました。この年初めて「子ども虐待」の全米統計が取られましたが、約70万件の通報があったと報告されています。

(2)わが国の現状

アメリカ合衆国における子ども虐待の取り組みから遅れること40年近くになって、ようやく日本でも子ども虐待の問題が社会問題化したのです。ケンプの論文は1973年に新田康郎らによって邦訳されています(日本医事新報No.2569)。しかし、当時の厚生省や国際文化人類学者は、日本にはアメリカ合衆国のような子ども虐待は存在しないと公言してきたのです。

実は、既にわが国は昭和8年に帝国議会で児童虐待防止法を制定しているのです。しかし、この当時の児童虐待は、親からの虐待という問題に焦点をあてたものではありませんでした。子どもの人身売買(身売り)という問題でした。しかし、「児童虐待」という用語は決して最近の用語ではなくて、昭和のはじめには出来上がっていた言葉なのです。この法律は、昭和22年の児童福祉法に引き継がれているのです。

最近の子ども虐待問題に視点を移しますが、わが国の子ども虐待への取り組みが遅れているにも関わらず、未だにその施策は進んでおりません。全国の児童相談所で児童虐待相談対応件数の統計を取り始めたのが平成2年からです。平成2年度の全国での児童虐待相談対応件数は1101件でした。これに対して、平成23年度の相談対応件数はなんと5万9862件なのです。この間21年間に一度も減少したことがないのです。

このような異常な状態は、「国(立法・行政)の怠慢」としか言えない状態なのです。現に、子ども虐待の通報先は、未だに児童相談所・社会福祉事務所なのです。なぜ緊急事態が想定される子ども虐待の通報先に警察署を加えないのでしょうか。子ども虐待については、児童相談所だけに権限と責任を負わせるという「児童相談所一極集中主義」がとられ続けているのです。その結果、全国の児童相談所は疲弊しきっており、児童相談所職員の身体的・精神的な病気による欠勤は他の部署よりも多いのです。私は、これらの点について長い間警鐘を鳴らし続けてきました(「法定後の児童虐待対策の現状と課題」・公衆衛生第74巻10号「特集 母子保健をめぐる今日的課題」所収・平成22年10月)。

名古屋市が、平成23年4月より愛知県警本部との間で児童相談所への職員派遣を求める制度を構築したことは、実に画期的なことでもあるのです。

我々は子ども虐待の対応については、アメリカ合衆国から学ぶべきものが沢山あるのです。アメリカ合衆国の虐待対応制度を日本に導入するべきであるにもかかわらず、国自体がその動きを示さないために、子ども虐待の対応が遅々として進まないということをまず認識するべきであると思っています。

(3)まず、子どもの虐待を考える要点を考えてみたいと思います。

#### しつけと虐待の明確化

しつけと虐待の区別を明確にしたいのです。ほとんどの親は虐待という認識ではなく「しつけ」という認識です。平成13年南区で起きた虐待死事件も、事件後母親は、「子どもがうそをつくから。あれはしつけだった」と言っていました。一昨年名古屋市長春区での中学2年生の虐待死事件も同居の男はしつけとして暴力を振るっていました。多くの方は、「家庭の教育方針があるから」「いきすぎたしつけが虐待なのだ」「しつけには愛情がある。虐待は感情」というのが一般的な考え方になっています。しかし、虐待死させた親にも子どもへの愛情があります。虐待する親に愛情がないという理解は間違っています。

多くの方は、しつけと虐待を同じ平面上で考えているのです。しつけは、親側からの体罰の正当化理由として「子どものためにしているのだ」という理屈論です。しかし、虐待は子どもの視点から捉えることが大切です。しつけが子どもの健全育成になっているかどうか、常に子どもの立場に立って考えること、児童の人権を中心に考えることが大切です。しつけであっても、虐待ということは十分ありうるのです。

#### しつけと体罰

世界で初めて「たとえしつけであったとしても体罰を使っていけない」と規定した国はスウェーデンです。ところが日本は、民法822条に懲戒権があり、虐待する親はいつもこの懲戒権の規定を盾に暴力を正当化します。昨年4月に民法が改正されました。懲戒権は子どもの利益のための監護・教育に必要な限度において行使されるべきであるということです。私は、懲戒権の規定の是非についての議論の前に、まず体罰禁止という議論をすべきであったと考えています。

ステップファミリーができることによって、家族の関係(人間力学構造)がどうなっているかを捉えなければなりません。特に母親の一人親家庭に男性が入ってきたときには、留意する必要があります。学校では、虐待を子どもの外観の姿から見つけることができない場合がありますが、親がクレイマーとなっているときは、その親の姿から子どもへの虐待を疑わなければなりません。

親のクレームそのものだけを捉えるのではなく、一緒に生活している子どもは大丈夫か、子どもの安心・自信・自由が守られているか、という視点で捉えていきたいのです。

### なぜ親は子どもを虐待するのか

なぜ親は子どもを虐待するのかというメカニズムを考えてみましょう。このテーマは逆説的に考えて、「なぜ親は子どもを可愛いと思うのか」という視点で考えるとよいのです。子どもの姿そのものが可愛いのではないのです。子どもの姿を通じて、親の姿(今までの生きてきた半生)が投影されているのです。つまり親自身の「自己愛」が子どもの姿に投影されているのです。無意識のうちに、しかも瞬間的に、親や大人は子どもの姿を見て、生まれてきてからの今までの自分の半生を思い出し、自分と子どもとを一体化するのです。そこに、「自己肯定感」が生まれ、子どもを愛おしいと思うのです。子どもが可愛いと思う、この自己肯定感、実は親である自分自身がとても素敵だという人間にとってとても大事な感情なのです。ところで「自己肯定感」と「自尊心」は異なるものです。似て非なるものなのです。自尊心は自分の長所を見て、人と比べて自分が優れているというところで自分の心を支えるものです。一方、自己肯定感、人と比べるものではありません。自分の欠点を見つめ、自分と向き合い、そのなかで自分を支えるものである。自尊心はとても強いが、自己肯定感が薄い親がいるのです。自己肯定感が薄い親は子どもの嘘が許せず、怒りがストレートに出て、体罰に走ってしまいます。逆に、自分のコンプレックスを指摘されながらも、自分を支えることができる自己肯定感の厚い親は、自分の気持ちを整理して考えられるため、子どもの行いに対して憎しみを持たないのです。

虐待する親は自己肯定感が乏しく薄い。なぜこのような虐待をする親(自己肯定感の乏しい親)が生まれるのでしょうか。実は、虐待する親自身も子ども時代に虐待を受けてきたことが考えられます。褒めて育てられなかった。自分も「だめだ、だめだ」と言われ続けて育ってきた。このような生い立ちのため、自己肯定感が育たないまま、大人になってしまうのです。このような家庭では、虐待の連鎖があるのです。暴力でしか子どもを育てられない仕組みが生まれるのです。

親がどういう価値観をもち、どんな育ちをしてきたのかも見極めなければいけません。虐待が疑われる親に対しては、自己肯定感が乏しいこと、言い換えればコンプレックスが大きい親であることから、決して道徳的にも親を責めない対応が必要である。その意味で、安城ロータリークラブが、この度の親支援のために刈谷児童相談所と連携して親へのカウンセリング支援をするというのは、虐待防止のためにとても大切なことなのです。

#### (4) 虐待への介入の手だて(虐待予測可能性と虐待結果の重篤性との関連から思うこと)

下図は、今回のロス視察調査に同行させて戴いて私が感じた内容を表にしたものです。X線は、虐待結果の重篤度を表し、X線の下に行くほど死亡事案となります。

Y線は、虐待の危険性がどの程度予測されるかという難易度であり、右に行くほど虐待の危険性は容易に予測される事態を表します。

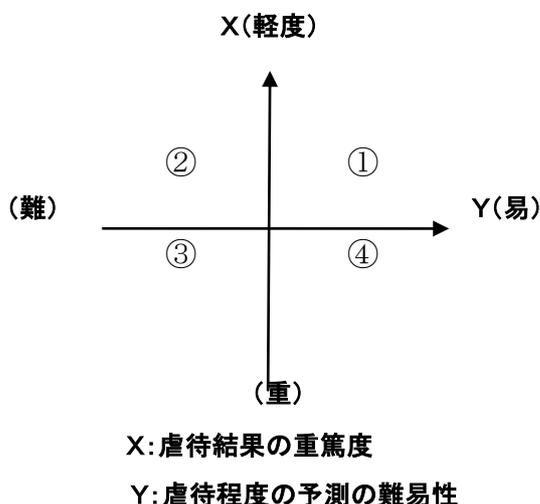
ロスアンゼルスにおける子ども虐待対応は、13歳以下の子どもを一人だけにして自宅に留守番させるだけでも虐待であるとの認識で警察が初期介入しています。車の中に一人だけで置いておくことも虐待になるのです。

従って、アメリカ合衆国においては、広く①～④の場面を問わず、すべて子ども虐待として児童相談所や警察が初期介入することになります。とにかく一時保護をする機関は迅速に子どもの一時保護を行い

あとはその一時的な保護も含めて妥当であるのかどうかについては裁判所の審査に任せるというシステムがとられています。子どもを保護された(奪われた)親の苦情は、児童相談所ではなく主に裁判所(虐待専門裁判所, Dependency Court)に向けられるのです。

児童相談所が親の苦情に直面することになるのは、一時保護の正当性についてではなく、親子の再調整(再統合)に向けた取り組みについて出てくる問題なのです。

それだけ児童相談所職員(ケースワーカー)は、親と子どもとの関係調整のみに労力を集中できるのです。



では、日本ではどうでしょうか。

身体的虐待で子どもの怪我(痣など)が明らかであり、生命にも関わるような重篤なケース(④)については、深刻な虐待として児童相談所の一時保護や警察介入もありうるでしょう。しかし、①~③については、虐待として児童相談所が一時保護を含めて介入することはとても困難であると思います。少なくとも③は子どもの生命に関わるような事態が想定されるのですから、児童相談所が迅速に一時保護を加えられるようにすべきです。顔を含む頭部の怪我は、仮に痣程度であっても生命に関わるとして保護する必要性が高いとして虐待対応アセスメントシートが改訂されているのはその意味です。しかし、親の苦情はすべて児童相談所が負うのです。保護したのちの親の苦情を児童相談所が一身に受け止めながらも、子どもの安全・安心を守らなければならないという実に熾烈な立場に児童相談所が置かれている日本の現状を変えない限り、子どもの迅速な保護に児童相談所が専念できる体制を整えることは相当に困難であると思うのです。

このような熾烈な職場環境に身を置きながら、赤ちゃんの泣き声通報だけで安全確認に向くとしたとき、児童福祉司が「これは本当に児童福祉行政の仕事であろうか？」との疑問が生じることは容易に理解できるはずだと思います。児童相談所職員は親子などの家庭問題のケースワークが中心であってしかるべきところ、緊急介入そのものに児童相談所の労力が割かれており、児童福祉司と子どもとの信頼関係の構築や親子関係再構築に向けた大切なスキルアップは望めない状況だろうと推察するのです。

一時保護をする権限が児童相談所にあることは理解できるのですが、私として、すべての初期介入の責務を児童相談所に担わせている限り、児童相談所の機能不全状態は今後も解消されないと思うのです。実際、ロスアンゼルス市の児童保護局(DCFS)アジア太平洋プログラムを訪問したとき、確かに小規模単位の児童保護局ではあったのですが、職員の顔には余裕が感じられました。日本での児童相談所の職員の多忙さとは比較にならない印象を受けました。職員(ソーシャルワーカー)の数も日本とは比較にならないですし、警察や裁判所との連携(役割分担)も明確にできているので自分の担当職務に専念することができるのです。

日本では、平成16年に児童相談所の一極集中主義を改善しようとして、要保護児童対策地域協議会(児童福祉法25条の2)を設けました。虐待予防や早期発見については、市町村など地域の責務として位置づけたのです。しかし、この方法も焼け石に水であると言わざるを得ません。愛知県・名古屋市でも、地域で虐待予防や虐待対応の任務を負担してもらおうとして様々な施策が講じられてきました。地域住民を巻き込んで子ども虐待防止に意味がないとは申しません。しかし、所詮、地域住民の素人集団では、最後は児童相談所に丸投げ状態になるのです。私は、本当に抜本的な改革をしない限り、日本での虐待対応件数は今後も鰻上りになると感じています。やはり児童相談所に初期介入をすべてさせるという構造を改革する必要があること、児童相談所のソーシャルワーカーを倍増させること、児童福祉司・児童心理司の専門職研修を充実させることが不可欠です。これは地方公共団体のみでできることではありません。国がこの法制度改革に積極的に乗り出す必要があるのです。残念ながら、児童福祉法上での児童相談所は地方公共団体の機関として位置づけられていることから、厚生労働省は子ども虐待の対応も最終的には地方公共団体任せにしていることにもこの施策の改革が進まない原因になっていると思います。

児童相談所の激務を軽減する為に考えられる手だて(提案)を述べたいと思います。地域での住民をやはり重視して虐待予防や家庭訪問支援を試みるべきではあると思いますが、CAPNAなどのNPOで「子育て支援事業」を専門にやっている民間団体に地域対応を任せていくというものです。小学校学区単位に子ども虐待専門員をNPOから人材配置して、主任児童委員や民生委員、学校との連携を任せるのです。家庭訪問支援は不可欠です。子どもの虐待の主な原因は、貧困と地域からの孤立、さらには親の精神疾患があげられます。親の精神疾患は民間の虐待対応専門員では難しいとしても、貧困問題や地域からの孤立を抱える家族に対しては、民間人である虐待対応専門員がその能力を発揮しやすい土壌があると思います。

#### (5)警察と児童相談所との連携のあり方

ロスアンゼルス市警察の訪問をしてとても驚いたことは、警察も市民から子ども虐待通報を24時間受けており、この通報内容をパソコンで情報整理して、児童相談所(DCFS)との情報交換(クロスレポート)を迅速に行っているということです。アメリカ合衆国においては、警察が刑事事件の立件のみに絞られず、いじめ問題をふくめて学校や市民生活に深く関わっていることが特徴です。日本でも最近生活安全課が少年非行事件やDV事件などを担当し、刑事課とは別の市民警察活動を担っています。クロスレポートのようなシステムを愛知県・名古屋市ですぐに活用できるかどうかには別にしても、愛知県警察との連携は今後も必要不可欠です。愛知県警から警察職員を児童相談所に派遣してもらっただけでなく、相互に合同研修を行うことも肝要です。平成19年の児童虐待防止法の改正で、児童相談所に臨検・捜索等の権限が付与されています(児童虐待防止法9条の3以下)。児童相談所は、令状による臨検・捜索等の経験が今までありませんでしたから、愛知県警から刑事捜査活動等の経験を学ぶ機会があってもよいと思います。

実際には名古屋市の児童相談所は平成24年10月に愛知県警察と合同で、高知県立中央児童相談所は平成24年11月に高知県警察の協力を得て警察学校の敷地内にある模擬家屋を使った合同訓練を行っています。聞くところによると、警察庁は全国の児童相談所に対して、このような実地合同研修を広く呼びかけているとのこと。児童相談所としては警察とさらなる実地合同研修を積み重ねていく連携が必要になると思います。

#### (6)児童相談所体制ーソーシャルワーカーの増員と研修

平成24年5月に名古屋市児童虐待事例検証報告書(以下、「検証報告」といいます。)が提出されています。これは平成23年10月22日名古屋市名東区で中学2年生の男子が実母の交際男性による虐待で生命を失った虐待死亡事件についての検証報告です。私は検証委員の一人として検証報告をまとめました。今回のロスアンゼルス市の視察調査においても、この検証報告にまとめた提言を思い起こしていました。すなわち、検証報告には提言として、以下の項目が記載されています。

まず、「**児童相談所の専門性の向上**」として、①児童虐待対応の専門性、②専門職としての職員採用の導入、③一時保護の積極的実施、④基礎的な知識、技能習得の徹底、⑤研修の体系化と充実、⑥外部有識者の活用、次に「**児童虐待への組織的対応力の強化**」として、①組織的対応の強化、②児童心理司の増員、③児童福祉司の増員、さらに「**各関係機関の独自性と連携**」として、①区役所と児童相談所の連携、②警察と児童相談所の連携、③学校と児童相談所の連携、④地域・民間団体と児童相談所の連携、⑤医療機関、保健機関などと児童相談所の連携、⑥市役所本庁主管課と児童相談所の連携、最後に「**児童虐待防止に関する総合的な実践研究**」があげられています。

今回の視察調査を通じて、あらためてわが国では「子どもの保護に向けての初期介入が児童相談所の第一次的責務とされていること」の問題性を再認識させられました。重篤な虐待事件を防止するために、児童相談所には「一時保護の積極的実施」を強く求められています。検証報告65・66頁には、「保護により子どもの安全確保を徹底して図ることがなにより求められることは言うまでもない。一時保護・親子分離は親子関係、保護者の養育能力、生活環境、子どもの健康状態、他者による加害行為(疑いも含む)の有無などから慎重に判断すべきものであるが、子どもの安全の確保に資するものであれば躊躇すべきではない。特に、頭部・顔面・頸部などの生命に関わる可能性のある外傷が認められた場合は直ちに一時保護を検討すべきである。また、ネグレクトに関しても子どもの生命に関わるという危機感を持ち、子どもの安全に対する配慮の欠如もネグレクトと捉えるべきである。」、「一時保護の意味は、単に『子どもの安全確保』それだけではなく、『何のために一時保護を行うのか』という方針のもとに、心理的な面も含めた子どもに対するアセスメント・援助や保護者に対するアセスメント・指導、関係機関との調整などを図ることができることである。子どもや保護者に対するアセスメントや支援、関係機関との連携などを効果的・効率的にできる期間として一時保護の期間を積極的に活用しなければならない。さらに、一時保護を解除するにあたっては、その際のアセスメントを行い、一時保護解除後の具体的な援助方針を立て、関係機関の役割分担を書面において明確化しておかなければならない。一時保護解除後の援助体制のねらいや仕組みについて、あらかじめマニュアルなどに定めるとともに、児童福祉司・児童心理司などの職員が十分に理解し、実践できるようにすることが必要である。」とされているのです。

このような大変な重責を持った活動支援を児童相談所が行うためには、ケースワーカーとしての児童心理司・児童福祉司の増員は喫緊の重要課題であると思います。

(7)最後に、虐待で命を落とす子どもたちがわが国で年間60名～80名いるのです。そのうち、8割が小学校入学前の子どもたちです。親の暴力から逃げる力を持たないからです。とりわけ0歳までに虐待で命を落とす子どもたちは4割を占めています。私の師匠である社会福祉士の矢満田篤二さんが昨年一年間に起きた赤ちゃん事件の記事をまとめてくれました。資料として付けてあります。なんと25件の赤ちゃん虐待があったのです。予期せぬ妊娠を含め、特定妊婦さんに対する対応・施策を緊急に行う必要があります。「愛知方式」といわれている新生児特別養子縁組を積極的に児童相談所が行うことで、新生児たちの生命を救う手だてにならなと思っています。

まだまだ子ども虐待について話したりない点がありますが、本日はご静聴ありがとうございます。

以上